

不利益処分の内容	特定給食施設の設置者に対する命令		
根拠法令及び条項	健康増進法第 23 条第 2 項		
担 当 課	健康づくり推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	誇大表示の禁止に係る命令		
根拠法令及び条項	健康増進法第 66 条第 2 項		
担 当 課	健康づくり推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			